

令和7年度（2025年度） 総会資料

令和8年1月31日

総会議事次第

開会の挨拶	司会	市川康之（21代）
活動の状況（事業報告）	会長	上島義盛（21代）
第1号議案 収支報告	会計	増田利恵（27代）
監査報告	監査	田中知実（10代）
	監査	上村直路（6代）
第2号議案 事業案/予算案	会長	上島義盛（21代）
第3号議案 役員人事	会長	上島義盛（21代）
第4号議案 会則の改正	会長	上島義盛（21代）
閉会の挨拶	副会長	市川康之（21代）

理工ヨットセーリングクラブOBOG会
会長 上島義盛

活動の状況（事業報告）

総会を毎年度開催しご来場いただくほど決議事項数や活動量が多くはないため、複数年度をまとめさせていただいております。ご了承のほどをお願い申し上げます。

当会では、以下の活動を行いました。

現役部員が減少傾向にあったため新規部員の勧誘等の支援をしてまいりました。その成果が結実し、部員数は現在回復基調にあります。

また夏季には会員間および現役部員との交流/親睦の場を設け、さらにOBOG会員のセーリングへのいざない回帰機会として、ディンギー/クルーザーの帆走会を行いました。

主な活動

2019年11月23日 総会、50周年記念式典（パーティ）開催 参加者約94名。

2024年8月10日 江の島現役OB交流会開催(*1) 参加者27名。

2025年3月～ 新規現役部員募集の支援。

2025年8月3日 江の島現役OB交流会開催(*1) 参加者43名。

その他 現役活動の支援。

(*1)「…交流会」：現役部員とOBOGの交流とディンギー/クルーザー帆走会（江の島）

主な会議/打合せ

2021年～ 新規現役部員募集に関する会議。

2024年～ 江の島現役OB交流会に関する準備と会議。

2025年～ 江の島現役OB交流会に関する準備と会議。

2025年～ 総会、55周年記念式典海水に向けた準備と会議。

第2号議案 事業案

上記の現役部員への支援、当交流会は継続していくことを提案します。

また、その活動のための予算を「第1号/第2号議案 収支報告書および予算案」にて提案いたします。

主な活動予定

2026年1月31日 総会、55周年記念式典（パーティ）。

2026年3月～ 新規現役部員募集の支援活動。

2026年8月(日程未定) 江の島現役OB交流会。

その他 現役活動の支援を継続。

第1号/第2号議案 収支報告書および予算案

(自)2020年1月1日 (至)2025年12月31日

単位：円

収 入 の 部				支 出 の 部			
科目	摘要	金額	後期予算案	科目	摘要	金額	後期予算案
前期繰越金		235,943	451,648			-	-
収入計	(2019)総会、50周年記念式典	945,000	-	開催費	(2019)50周年記念式典+総会	834,445	-
収入計	(2024)江の島現役OB交流会	155,000	-	開催費	(2024)江の島現役OB交流会	137,700	-
収入計	(2025)江の島現役OB交流会	223,500	-	開催費	(2025)江の島現役OB交流会	186,876	-
雑収入	文通費補助費(青学交友会)	60,000	30,000	消耗品	文具類	-	2,000
雑収入	銀行等利息	492	500	会議費	役員会議会場費	1,469	3,000
				交際費	訪問時土産2点	6,697	5,000
				雑費	振込手数料	1,100	3,000
収入計	(2026)総会、55周年記念式典	-	900,000	開催費	(2026)55周年記念式典+総会	-	850,000
収入計	(2026)江の島現役OB交流会	-	200,000	開催費	(2026)江の島現役OB交流会	-	200,000
① 収入合計		1,619,935	1,582,148	② 支出合計		1,168,287	1,063,000
資産状況 三菱UFJ 残高		451,648		後期繰越金 (① - ②)		451,648	

■ 上記資産には、右記の廃部時準備金を含みます。
(廃部時準備金：廃部時に要する処分費等準備金)

	数量	単価	金額
廃艇処分費	3 艇	60,000	180,000
廃部時準備金合計			180,000

以上のとおり提出します。

2026年1月10日 理工ヨットセーリングクラブOBOG会 会長 上島義盛
理工ヨットセーリングクラブOBOG会 会計 増田利恵 (作成)

以上決算報告書を監査しその適正正確なることを認めます。

2026年1月10日 監査人 (田中知美)
自署または押印

田中知美

監査人 (上村直路)
自署または押印

上村直路

第3号議案 役員人事案

2020年度～2025年度

2026年度

役 職	氏 名	世代
会 長	カミシマ ヨシモリ 上島 義盛	21代
副 会 長	イチカワ ヤスユキ 市川 康之	21代
事務局 長	マスダ リエ 増田 利恵	27代
幹 事 会計 担当	キタゴウ アイコ 北郷 愛子	27代
幹 事 書記 担当	ニシマ リョウ 西間 亮	13代
幹 事	ウメムラ ヨシフミ 梅村 宜史	13代
業務/会計 監 査	タナカ トモミ 田中 知実	10代
	ウエムラ ナオジ 上村 直路	6代



役 職	氏 名	世代
会 長	カミシマ ヨシモリ 上島 義盛	21代
副 会 長 事務局 長	イチカワ ヤスユキ 市川 康之	21代
幹 事 会計 担当	タナカ トモミ 田中 知実	10代
幹 事 書記 担当	ニシマ リョウ 西間 亮	13代
幹 事	ウメムラ ヨシフミ 梅村 宜史	13代
幹 事	ヒラサワ カナコ 平澤 華奈子	51代
業務/会計 監 査	マスダ リエ 増田 利恵	27代
	ウエムラ ナオジ 上村 直路	6代

第4号議案 理工ヨットセーリングクラブOBOG会会則案

<前文>

理工ヨットセーリングクラブ（以降セーリングクラブという。）は、学生の課外活動として青山学院大学公認の学友会体育連合会所属の団体である。

また本会は、セーリングクラブのOB・OGにより運営されている団体であり、青山学院校友会アイビーグループ（以降アイビーグループという。）に登録されている団体である。

<本文>

第1章 総則

第1条 本会は、理工ヨットセーリングクラブOBOG会と称す。

第2条 本会は、会員相互の親睦とセーリングクラブの組織維持及び向上と発展に寄与することを目的とす

第3条 本会は、役員会の定める所に事務局を置くものとする。

第2章 会員

第4条 本会の会員は、セーリングクラブを卒部した者および役員会で承認された中途退部者で構成する。

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員および担当を置く。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、幹事3名以上7名以内、監査2名。

さらに、幹事の中から、会計担当、書記担当を各1名選任する。

第6条

(改正前) 役員は、総会の決議を以って任命し、任期は3年とする。ただし、重任を妨げない。

(改正案) 役員は、役員会が候補者を選任し、総会の決議をもって任命する。

2. 役員会は、任期途中において欠員が生じた場合、又は運営上必要がある場合には、暫定的に役員を変更することができ、変更内容がWEBサイトで公表された後は暫時運営に当たることができる。

3. 前項の暫定選任は、次回総会の承認をもって正式な任命とする。

4. 役員任期は5年とする。但し、重任を妨げない。

第7条 会長および監査役を除き兼任を認める。

第8条 会長は、本会を代表し、本会の全般を統括する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、必要なとき会長を代行する。

第10条 事務局長は、本会の目的遂行のため、必要に応じて事務の執行をする。

第11条 幹事は、会長および事務局長を補佐し、本会の運営を円滑にする。

第12条 幹事は、役員会の決議を以って会員より選出する。もしくは、会長、副会長の承認で選出される。

第4章 会議

第13条 本会は、第1章2条の目的達成の為に次の会議を行う。

1. 総会
2. 役員会

第14条

(改正前) 総会は、本会の最高決議機関にして、原則年1回会長の招集を以って開催される。ただし、次の項に該当する場合、会長は臨時総会を開催しなければならない。

1. 役員過半数の要請がある場合
2. 会員の1/3以上の要請がある場合
3. その他会長が必要と認める場合

(改正案) 総会は、本会の最高決議機関にして、原則5年毎に1回、会長の招集を以って開催される。ただし、次の項に該当する場合、会長は臨時総会を3か月以内に開催しなければならない。

1. 役員過半数の要請がある場合
2. 会員の1/3以上の要請がある場合
3. 役員人事に関する議題（役員解任または不信任）について会員の1/6以上の請求があった場合
4. その他会長が必要と認める場合

第15条 総会の審議決定は、総会開催告知における出欠表明要求に返答返信があった会員の1/3以上の出席にて成立し、出席者の過半数を以って決議する。ただし、欠席者の委任を認める。

第16条 総会の議長は、事務局長があたる。

第17条 会長は、役員を招集または役員メーリングリストにより役員会を開催することができる。

第18条

(改正前)

役員会の審議決定は、役員会を招集による場合は役員1/3以上の出席にて成立し、出席者の過半数にて、役員メーリングリストによる場合は役員過半数で決議する。ただし、欠席者の委任を認める。



(改正案)

役員会の審議決定は、役員会を招集による場合は役員1/3以上の出席にて成立し、出席者の過半数にて決議し、役員メーリングリストによる場合は役員過半数で決議する。ただし、欠席者の委任を認める。

第19条 役員会の議長は、事務局長があたる。

第5章 会計

第20条 本会の経費は、寄付及びその他の収入を以って、これに充てる。

第21条

(改正前)

会計は、総会で会計報告を行い、承認を得る。もしくは前文に掲げたアイビーグループのWEBサイト(以降、WEBサイトという。)にて一定期間会計報告書他を公開し、同サイトにて承認を得る。



(改正案)

会長は、毎事業年度終了後、会計報告を作成し、前文に掲げたアイビーグループのWEBサイト(以降、WEBサイトという。)にて速やかに開示しなければならない。

2. WEBサイトにて公開された会計報告と監査報告に対し、公開後1年以内に非承認の会員が1/3を超えなかった場合、同会計報告は暫定的に承認されたものとする。

3. 会計は5年に一度、総会で会計報告を行い、正式な承認を得る。

第22条 本会の会計年度は、当年1月より当年12月までとする。

第6章 監査役

第23条 監査役は、本会の会計が適正に行われているかを審議し、総会もしくはWEBサイトにて報告をしなければならない。

第24条 監査役は、意見を述べる事、会計報告を受ける事ができる。

第7章 その他

第25条 本会会則の改廃は総会の決議を必要とする。

第26条 本会会則に定めのない事項は別に細則を定める。

附則

第1条 本会会則は、令和元年11月23日より施行する。

第2条 **本会会則は、令和8年2月1日より施行する。**